

政令 第二百一十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十三号」を「第五十八号」に改め、同条に次の五号を加える。

百五十四 災害発生県内消防応援活動費交付金

百五十五 原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金

百五十六 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

百五十七 被災農家経営再開支援交付金

百五十八 牛肉等関税財源被災農家経営再開支援交付金

附 則

この政令は、公布の日から施行する。